

📖 国家外貨管理局による「一部地区において輸出
収入を域外に留保する政策の試行の展開に関する
通知」について

2010年9月2日
第10号

企画部 調査課

2010年8月27日付けで、国家外貨管理局による「一部地区において輸出収入の域外に留保する政策の試行の展開に関する通知」（以下は「通知」と略称）が公布された。「通知」の附属文書として、「貨物貿易輸出収入の域外留保管理の試行弁法」（以下は「弁法」と略称）も同時に公布されており、10月1日より施行される。

本「通知」によると、北京、広東（深圳を含む）、山東（青島を含む）、江蘇との4地区を試行地域¹とし、輸出収入の域外留保試行が実施され、試行期間は1年間である。

過去の中国外貨管理の規定上、輸出貨物に係わる外貨収入に対して、域内に回収しなければならず、域外への留保は禁止されていた。ここ数年来、中国の外貨準備高は年々継続的に増加しており、人民元切り上げの予測の下で、海外資金の中国国内への流入が急増している。国際収支の均衡を図ることを目的として、中国国内企業の輸出貨物外貨収入の域外への留保を奨励する方針が決まった。なお、中国外貨管理政策の基礎である「外貨管理条例」（2008年8月に公布された修正版）には、以下のように企業の外貨収入の域外への留保が認められている。

『中華人民共和国外貨管理条例』 第九条

域内機構、域内個人の外貨収入は、域内へ回収、或いは域外へ留保することができる；域内への回収或いは境外への留保の条件、期限等は、国务院外貨管理部門により、国際収支状況や外貨管理の必要に基づき規定する。

¹ 2009年上記4試行地域の輸出金額は全国輸出金額の57.1%を占めており、全国輸出金額の半分以上になっている。詳細は下表をご参照。

地域	輸出金額（億米ドル）
広東	3589.56
江蘇	1992.4
山東	795.6
北京	483.6
中国全国	12,016.6

（国家統計局及び各地域の統計局が公表した2009年国民経済と社会発展公告に基づき三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司企画部調査室作成）

輸出収入の域外留保試行に係わる具体策の公布は、今回が初めてとなっており、試行の参加条件、試行参加の批准管理、域外口座管理等が明確に規定されている。

「通知」の主要内容は以下のとおりである。

◆企業の試行参加条件

企業が試行参加するため、以下の条件を備えなければならないと規定されている。

- (一) 輸出入の規模が大きく、輸出収入を域外に留保する実需がある；
- (二) 財務状況が良好である；
- (三) 最近二年間で外貨管理規定に違反した行がない；
- (四) 信用記録が良好である；
- (五) 域内企業が企業グループの場合、域内で資金の集中受け払い、又は集中管理を行う経験と条件を有する；
- (六) 国家外貨管理局とその分支機構（以下は、「外管局」と略称）が規定するその他の条件。

◆試行参加の批准管理

(1) 「口座収支情報報告協定」の締結

域内企業が輸出収入の域外留保用の域外口座を開設する前に、域外口座開設銀行と域内報告銀行を選定し、「口座収支情報報告協定」（以下「協定」で略）を締結しなければならない。（協定サンプルは附属文書1をご参照ください。）

(2) 外貨管理局への提出資料

試行企業が域外に口座を開設する前、所在地の外貨管理局又は国家外貨管理局の批准を取得する必要がある。所在地の外貨管理局の批准が必要な場合とは、輸出収入の域外留保業務がその他の域内関連会社に係わらない場合。国家外貨管理局の批准が必要となる場合とは、主管企業といずれかのメンバー企業が異なる分局に管轄される場合で、国家外貨管理局の批准を受けた後、主管企業は輸出収入の受け払い集中に用いる域外口座を開設できる。

(所在地の外貨管理局への提出資料の詳細は下表をご参照ください。)

- (一) 法人代表者又は授権者が捺印し、会社の公章が捺印された書面申請書；
- (二) 審査済みの最近2年間の年度財務報告
- (三) 域内企業が輸出収入を域外に留保するための内部規制と関連内部操作規程；
- (四) 域内企業と域外口座開設銀行、域内報告銀行と締結した「協定」；
- (五) 受け払い集中管理を行う場合、参加するメンバー企業の債権債務及び会計記帳の管理方法と規章。
- (六) 外管局が要求するその他の資料。

◆域外口座についての管理

(1) 域外口座の収支範囲

収入範囲	支出範囲
<ul style="list-style-type: none">✓ 輸出収入；✓ 口座資金による利息；✓ 外管局に承認されたその他の収入；	<ul style="list-style-type: none">✓ 貨物貿易項目下の支出；✓ コミッション、運送保険費などの貿易関連費用の支出、域外で請負プロジェクト項目下の費用支出；✓ 銀行への管理費用の支出；✓ 外管局に批准され、又は登記された資本項目の支出；✓ 域内への回収；✓ 外管局に規定されたその他の支出。

(2) 外貨管理局への報告

「弁法」では、試行参加企業に対する、当該企業の輸出収入の域外留保状況の所在地外貨管理局への報告が義務付けられた。(報告書式は附属文書2をご参照ください。)毎月少なくとも1回報告するよう要求されている。

◆その他の留意点

【試行企業数】

- ✓ 試行期間中、各分局が批准した企業の総数は10社を超えないこととする。

【域外留保可能な収入金額】

- ✓ 試行企業が域外に留保する輸出代金の年間総額が、前年度輸出代金総額の一定比率を超えてはならない。当該比率は分局が「試行弁法」の関連規定に基づき、企業の状況によって調整し、確定する。(従って、各試行地域によって、域外に留保可能な輸出代金の限度額に格差があると思われる。)

【外貨受取・支払照合手続】

- ✓ 外管局は企業の報告に基づき、試行企業に輸出外貨受取照合、輸入外貨支払照合（又は輸入外貨支払総量検査）などの関連外貨管理手続きをする。試行企業は輸出外貨受取照合手続きの完了後、規定に基づき通常通りに輸出税還付を処理する。

【試行対象外】

- ✓ 対外経済貿易権を持つ個人と保税監督管理地域内の企業は試行対象外。

今般公布された輸出収入の域外留保試行は4試行地域に留まっており、且つ試行期限は1年間となっており、国家外貨管理局が外貨収入の域外留保試行に対して、慎重に進める方針であることが伺える。

企業側から見ると、試行地域にある企業は条件を満たした上で、外貨管理局の批准を取得する前提で輸出収入の域外留保が認められるもので、企業の外貨収入の域外での直接運用における規制が緩和された。なお、域外に口座を開設するには、事前に外貨管理局による批准が必要であり、域外に留保可能な年間外貨収入は前年度の総外貨収入に対する一定比率を越えてはならず、域外口座の収支範囲も制限されており、且つ口座開設後の外貨管理局への口座収支状況の報告義務付け等、試行参加に係わる各種条件を満たす必要がある。

以上

以下は中国語原文と日本語仮訳である。

中国語原文	日本語仮訳
<p>国家外汇管理局关于在部分地区开展出口收入存放境外政策试点的通知</p> <p>为提高境内企业资金使用效率,进一步促进贸易便利化,根据《中华人民共和国外汇管理条例》的有关规定,国家外汇管理局决定自2010年10月1日起,在北京、广东(含深圳)、山东(含青岛)、江苏四个地区开展出口收入存放境外政策试点,试点期限一年。现就试点有关要求通知如下:</p> <p>一、试点地区有出口收入存放境外意愿且符合规定条件的境内企业,可向所在地国家外汇管理局分支机构(以下简称外汇局)申请,经批准后参加试点。</p> <p>二、试点地区国家外汇管理局分局、外汇管理部(以下简称试点分局)应按《货物贸易出口收入存放境外管理试点办法》(以下简称《试点办法》,见附件)相关规定审核申请企业资格,并根据当地实际和辖内企业申请情况,分期分批确定试点企业名单。试点期间每个试点分局核定的试点企业总量不超过10家。</p> <p>三、试点企业应当按照《试点办法》的相关规定办理境外账户的开立、关闭以及资金收付等业务,并向外汇局报送相关信息。</p> <p>四、外汇局应按《试点办法》相关规定对试点企业境外账户收支实施管理,并按企业主体建立业务台账。</p> <p>五、试点企业存放境外出口收入的年度总额不得超过其上年度出口收入总额的一定比例。该比例由试点分局按照《试点办法》相关规定,根据企业实际情况确定和调整。</p>	<p>国家外貨管理局 一部地区で輸出収入を域外に留保する政策の試行の展開に関する通知</p> <p>域内企業の資金使用効率を高め、貿易の利便化を一層促進するために、「中華人民共和国外貨管理条例」の関連規定に基づき、国家外貨管理局が2010年10月1日より、北京、広東(深センを含む)、山東(青島を含む)、江蘇の四つの地区において、輸出収入を域外に留保する政策の試行を展開する。試行期間は1年とする。ここで試行の関連要求について以下の通り通知する。</p> <p>一、試行地区における輸出収入を域外に留保する要望があり、各種条件を満たした域内企業は、所在地の国家外貨管理局分支機構(以下「外管局」と略称)に申請することができ、批准を取得した後試行に参加する。</p> <p>二、試行地区の国家外貨管理局分局、外貨管理部(以下は試行分局と略称)は「貨物貿易輸出収入を域外に留保することに関する管理試行弁法」(以下「試行弁法」と略称、添付参照)の関連規定に基づき、申請企業の資格を審査し、当地の実情と管轄された企業の申請状況によって、段階的に試行企業リストを確定する。試行期間中、各分局が批准する企業の総数は10社を超えないこととする。</p> <p>三、試行企業は、「試行弁法」の規定により、域外口座の開設、閉鎖及び資金の受け払いなどの業務を行い、且つ外管局に関連情報を報告する。</p> <p>四、外管局は「試行弁法」の関連規定に基づき、域外口座の収支を管理し、企業毎に業務台帳を開設する。</p> <p>五、試行企業は、域外に留保する輸出収入の年間総額が前年度輸出収入総額の一定比率を超えてはならない。当該比率は分局が「試行弁法」の関連規定に基づき、企業の状況によって調整し、確定する。</p>

<p>六、外汇局根据试点企业报告信息，为试点企业办理出口收汇核销、进口付汇核销（或进口付汇总量核查）等相关外汇管理手续。试点企业完成出口收汇核销后，按规定正常办理出口退税。</p> <p>七、试点分局应根据《试点办法》和本通知的相关规定制定本地区的试点操作规程，明确业务操作要求。试点操作规程应于2010年9月20日前上报总局备案后实施。</p> <p>八、试点分局应加强对出口收入存放境外试点工作的组织领导，成立以分管副局长为组长的试点工作小组，根据总局的统一部署，制定具体的试点工作方案，认真组织实施。</p> <p>九、试点分局应做好对辖内分支机构与试点企业的业务培训，加强政策宣传，认真研究解决试点中发现的问题，及时反馈试点情况，并按季向总局上报试点工作阶段性总结。</p> <p>执行中如遇问题，及时向国家外汇管理局经常项目管理司反馈。</p> <p>附件</p> <p>货物贸易出口收入存放境外管理试点办法</p> <p>第一条 为提高境内企业的资金使用效率，进一步促进贸易便利化，根据《中华人民共和国外汇管理条例》及其它相关外汇管理规定，制定本办法。</p> <p>第二条 境内企业将具有真实、合法交易背景的货物贸易出口收入存放境外（含港澳台地区，下同），应当遵守本办法规定。</p>	<p>六、外管局は企業の報告に基づき、試行企業に輸出外貨受取照合、輸入外貨支払照合（又は輸入外貨支払総量検査）などの関連外貨管理手続きを行う。試行企業が輸出外貨受取照合手続きの完了後、規定に基づき通常通りに輸出税還付を処理する。</p> <p>七、試行分局は「試行弁法」と本通知の関連規定に基づき、当該地区の試行操作規程を制定し、オペレーション上の要求を明確にしなければならない。試行の操作規程は、2010年9月20日前に総局に届出した後実施する。</p> <p>八、試行分局は、輸出収入を域外に留保する試行工作の指導を強化し、担当副局長をチームリーダーとする業務チームを組成し、総局の統一的な手配に基づき、具体的な試行業務案を制定し、真剣に組織で実施していかなければならない。</p> <p>九、試行分局は、所轄の分支機構と試行企業の業務トレーニングを行い、政策の宣伝を強化し、試行中に発生した問題を真剣に研究し、解決し、遅滞なく試行状況を反映し、4半期毎に総局に試行の段階的な総括状況を報告する。</p> <p>執行中に遭遇した問題については、国家外貨管理局經常項目管理司に提出する。</p> <p>【附属文書】</p> <p>貨物貿易輸出収入を域外に留保することに関する管理試行弁法</p> <p>第一条 域内企業の資金使用効率を高め、貿易の利便化を一層促進するために、「中華人民共和国外貨管理条例」及びその他の関連外貨管理規定に基づき、本弁法を制定する。</p> <p>第二条 域内企業は、真実、且つ合法的な貨物貿易輸出収入を域外（香港、マカオを含む、以下同様）に留保するに当たり、本弁法に基づかなければならない。</p>
--	---

<p>第三条 货物贸易出口收入(以下简称出口收入)存放境外的资格条件、存放规模、期限或调回要求等由国家外汇管理局或其授权分支机构根据国际收支形势和管理需要确定和调整。</p> <p>第四条 境内企业将出口收入存放境外应当具备下列条件:</p> <p>(一) 进出口规模较大,具有出口收入存放境外的真实需求;</p> <p>(二) 财务状况良好;</p> <p>(三) 近两年内无违反外汇管理规定行为;</p> <p>(四) 诚信记录良好;</p> <p>(五) 境内企业为企业集团的,应在境内有资金集中收付或集中管理的经验和条件;</p> <p>(六) 国家外汇管理局及其分支机构(以下简称外汇局)规定的其他条件。</p> <p>第五条 符合规定条件的境内企业集团可由集团总部或指定一家参与的境内成员公司作为主办企业,由其负责按照本办法规定,对所有参与的境内成员公司存放境外的出口收入实行集中收付。</p> <p>第六条 符合规定条件的境内企业申请开立用于存放出口收入的境外账户前,应当选定境外开户行和境内报告行,与其签订《账户收支信息报送协议》(以下简称《协议》,协议模板详见附件1),并向所在地外汇局提供下列材料:</p> <p>(一) 法人代表或其授权人签署并加盖公章的书面申请;</p> <p>(二) 经审计的近两年年度财务报告;</p> <p>(三) 境内企业为实施出口收入存放境外运作而制定的内控制度和相关内部操作规程;</p> <p>(四) 境内企业与境外开户行、境内报告行签订的《协议》;</p> <p>(五) 实行集中收付的,还须提交关于参</p>	<p>第三条 貨物貿易輸出收入(以下「輸出収入」と略称)を域外に留保する資格条件、留保規模、期限、又は域内への回収などに対して、外管局又はその授權された分支機構が国際収支状況と管理の需要に応じて、確定又は調整する。</p> <p>第四条 域内企業が輸出収入を域外(香港、マカオを含む、以下同様)に留保するためには、以下の条件に備えなければならない:</p> <p>(一) 輸出入の規模が大きく、輸出収入を域外に留保する実需がある;</p> <p>(二) 財務状況が良好である;</p> <p>(三) 直近二年間で外貨管理規定に違反した行為がない;</p> <p>(四) 信用記録が良好である;</p> <p>(五) 域内企業が企業グループの場合、域内で資金の集中受け払い、又は集中管理を行う経験と条件を有する;</p> <p>(六) 国家外貨管理局とその分支機構(以下は、「外管局」と略称)が規定するその他の条件。</p> <p>第五条 規定された条件に合致する域内企業グループは、グループ本部又は指定された域内の一社の子会社を主管企業として、本弁法に基づき全ての域内参加メンバー企業が域外留保した輸出収入に対する集中受け払いを行う。</p> <p>第六条 規定された条件に合致した域内企業は、輸出収入の域外留保に使用する域外口座を開設する前に、域外口座開設銀行と域内報告銀行を選定し、「口座収支情報の報告協定」(以下「協定」で略)を締結して、(協定サンプルは附属文書1参照)所在地の外管局に下記の資料を提出しなければならない:</p> <p>(一) 法人代表者又は授權者が捺印し、会社の公章が捺印された書面申請書;</p> <p>(二) 審査済みの最近2年間の年度財務報告</p> <p>(三) 域内企業が輸出収入を域外に留保するための内部規制と関連内部オペレーション規程;</p> <p>(四) 域内企業と域外口座開設銀行、域内報告銀行と締結した「協定」;</p> <p>(五) 受け払いを集中して実行する場合、</p>
---	--

<p>与的成员公司债权债务及相应会计记账管理办法或规章；</p> <p>(六) 外汇局要求的其他材料。</p> <p>对于出口收入存放境外业务不涉及其他境内关联企业，或实行集中收付但主办企业与其他参与的成员公司属同一外汇分局管辖的，经所在地外汇分局批准后，境内企业可开立境外账户。对主办企业与任意一家成员公司属不同外汇分局管辖的，经国家外汇管理局批准后，主办企业方可开立用于出口收入集中收付的境外账户。</p> <p>境内企业应在开户后规定期限内将开户行、账号、户名、开户行所在国家和地区等报所在地外汇局备案。</p> <p>第七条 境外账户的收入范围包括：</p> <p>(一) 出口收入；</p> <p>(二) 账户资金孳息；</p> <p>(三) 经外汇局批准的其他收入。</p> <p>支出范围包括：</p> <p>(一) 货物贸易项下支出；</p> <p>(二) 佣金、运保费等贸易从属费用支出、境外承包工程项下费用支出；</p> <p>(三) 银行日常管理费用支出；</p> <p>(四) 经外汇局核准或登记的资本项目支出；</p> <p>(五) 调回境内；</p> <p>(六) 符合外汇局规定的其他支出。</p> <p>第八条 境外账户的收支应当具有真实、合法的贸易基础，符合中国及开户行所在国家和地区相关法律规定。</p> <p>境外账户资金用于按规定应申报纳税的服务贸易支出的，境内企业应当留存主管税务机关出具的《服务贸易、收益、经常转移和部分资本项目对外支付税务证明》备查。</p> <p>第九条 境内企业应当按照规定格式(详见附件2)，向所在地外汇局如实报告出口收入存</p>	<p>参加するメンバー企業の債権債務及び会計記帳の管理方法と規定。</p> <p>(六) 外管局が要求するその他の資料。</p> <p>輸出収入の域外留保業務がその他の域内関連企業に関係しない場合、或いは受け払い集中管理を実行する主管企業とその他の参加メンバー企業が同一外管局分局に管轄されている場合、所在地の分局の批准を受けた後、域内企業は域外口座を開設できる。主管企業といずれかのメンバー企業が異なる分局に管轄されている場合、国家外貨管理局の批准を受けた後、主管企業は輸出収入の受け払い集中に用いる域外口座が開設できる。</p> <p>域内企業は口座開設後、規定の期限内に、口座開設銀行、口座番号、口座名称、口座開設銀行の所在国又は地区などを所在地の外管局に報告し、届出する。</p> <p>第七条 域外口座の収入範囲：</p> <p>(一) 輸出収入；</p> <p>(二) 口座資金による利息；</p> <p>(三) 外管局に承認されたその他の収入；</p> <p>支出範囲：</p> <p>(一) 貨物貿易項目下の支出；</p> <p>(二) コミッション、運送保険費などの貿易関連費用の支出、域外における請負プロジェクト項目下の費用支出；</p> <p>(三) 銀行への管理費用の支出；</p> <p>(四) 外管局に批准され、又は登記された資本項目の支出；</p> <p>(五) 域内への回収；</p> <p>(六) 外管局に規定されたその他の支出。</p> <p>第八条 域外口座の収支は真実、且つ合法的な貿易背景を有し、中国又は口座開設銀行の所在国家と地区の関連法律に準拠していなければならない。</p> <p>域外資金が納税申告を要するサービス貿易支出に該当する場合、域内企業は主管税務機構が発行した「サービス貿易、収益、經常移転と一部資本項目の対外支払い税務証明」を保有し、審査に備える。</p> <p>第九条 域内企業が一定の書式(詳細は附属文書2参照)に基づき、所在地外管局に対し、</p>
---	---

<p>放境外收支情况，每个月至少报告一次。</p> <p>存放境外资金运用出现重大损失的，境内企业应当及时报告所在地外汇局。</p> <p>第十条 境内报告行应当按照《协议》约定，及时将境外开户行递交的境内企业境外账户收支信息报送所在地外汇局。</p> <p>第十一条 外汇局根据境内企业和境内报告行报告的相关信息，对境外账户收支的真实性进行合理审查，并履行相关外汇管理手续，必要时可以要求境内企业补充相关证明材料。外汇局可将境外账户收支信息用于国际收支统计等外汇管理相关用途。</p> <p>第十二条 境内企业可以根据自身经营需要将存放境外资金调回境内经常项目外汇账户或关闭境外账户。境外账户关闭前留有余额的，应当调回境内。境内企业关闭境外账户后，应当在规定期限内持境外开户行的销户通知书向所在地外汇局备案。</p> <p>第十三条 境内企业集团对存放境外出口收入实行集中收付的，应当做好参与的成员公司债权债务的管理及相应的会计记账工作，清晰区分各参与的成员公司的债权债务状况及金额。</p> <p>存放境外出口收入调回境内的，应按照成员公司各自存余金额相应划入成员公司的境内经常项目外汇账户。</p> <p>第十四条 境内企业应当根据出口收入存放境外的内控制度和相关内部操作规程，加强境外账户资金管理。</p> <p>境内企业应当保留与境外账户收支相关的交易合同、凭证等文件资料五年备查。</p>	<p>輸出収入を域外に留保する収支の状況について、少なくとも月に1回報告しなければならない。</p> <p>域外に留保された資金運用に重大な損失が発生した場合、域内企業は遅滞なく所在地外管局に報告しなければならない。</p> <p>第十条 域内報告銀行は協定に基づき、遅滞なく域外口座開設銀行が提供した域内企業の域外口座の収支情報を所在地の外貨管理局に報告しなければならない。</p> <p>第十一条 外管局は域内企業と域内報告銀行が提供した情報に基づき、域外口座の収支の真実性について合理的に審査し、関連外貨管理手続きを行い、必要に応じて、域内企業に補完情報を要求することができる。外管局が域外口座の収支情報を国際収支統計に使用することができる。</p> <p>第十二条 域内企業は、自らの経営状況により、域外に留保した資金を域内經常外貨口座に回収、或いは域外口座を閉鎖することができる。口座を閉鎖する際に、残高がある場合、これを域内へ回収する。域外口座を閉鎖した後、規定の期間内に域外銀行の口座閉鎖通知書を持参し、所在地の外管局に届出する。</p> <p>第十三条 域内グループ企業は、輸出収入に対して受け払い集中管理を行う場合、参加するメンバー企業の債権債務及び相当する会計記帳などの管理を行い、参加する各メンバー企業の債権債務の状況と金額を明確に区分しなければならない。</p> <p>域外輸出収入を域内へ回収する場合、各メンバー企業の残高をそれぞれの域内經常項目外貨口座に入金する。</p> <p>第十四条 域内企業は輸出収入の域外留保の内部コントロール制度と関連内部操作規程に基づき、域外口座の資金管理を強化する。</p> <p>域内企業は域外口座の収支関連取引契約、エビデンスなど資料を5年保存し、検査に備える。</p>
---	---

<p>第十五条 外汇局对境内企业出口收入存放境外业务进行非现场监测，可对异常情况实施现场核查。</p> <p>第十六条 境内企业存在下列行为的，外汇局按《中华人民共和国外汇管理条例》相关规定予以处罚：</p> <p>(一) 未经外汇局批准，擅自在境外开户存放资金的；</p> <p>(二) 提供虚假材料申请开立境外账户的；</p> <p>(三) 违反本办法规定使用境外账户的；</p> <p>(四) 未按规定报送境外账户相关报告或备案信息和材料的；</p> <p>(五) 未按规定关闭境外账户的；</p> <p>(六) 违反本办法规定的其他行为。</p> <p>第十七条 境内企业存在本办法第十六条第（一）、（二）、（三）项规定行为的，外汇局可责令其限期关闭境外账户，并调回账户资金余额。</p> <p>境外开户行未按《协议》约定，通过境内报告行向外汇局报送信息的，外汇局可要求境内企业关闭在该行开立的账户、调回账户资金余额或将账户资金划转到他行指定账户。</p> <p>第十八条 境内报告行未按照本办法规定和《协议》约定报送有关数据信息的，外汇局按《中华人民共和国外汇管理条例》相关规定予以处罚。</p> <p>第十九条 具有对外贸易经营权的个人与保税监管区域内企业不适用本办法。</p> <p>第二十条 本办法由国家外汇管理局负责解释。</p>	<p>第十五条 外管局は、域内企業の輸出収入の域外に留保する業務に対し、オフサイトモニタリングを行い、異常な状況に対しては、オンサイト検査を行うことができる。</p> <p>第十六条 域内企業の下記の行為に対し、外管局は「中華人民共和国外貨管理条例」の関連規定に基づき処罰する。</p> <p>(一) 外管局の批准を取得せずに、無断に域外口座を開設し資金を留保する場合；</p> <p>(二) 偽造の資料を提供し域外口座の開設を申請する場合；</p> <p>(三) 本弁法の規定通りに域外口座を使用しない場合；</p> <p>(四) 規定に基づく域外口座に関する報告、届出情報と資料を送達しない場合；</p> <p>(五) 規定通りに域外口座を閉鎖しない場合；</p> <p>(六) 本弁法に違反するその他の行為。</p> <p>第十七条 域内企業に本弁法第十六条の（一）、（二）、（三）項の行為が発生した場合、外管局は一定期間内に域外口座を閉鎖し、残高を域内へ回収することを要求できる。</p> <p>域外口座開設銀行が「協定」の約定に従い、域内報告銀行を通して外管局に関連情報を報告しない場合、外管局は域内企業に対し当該銀行に開設した口座を閉鎖し、残高を域内へ回収、或いは他の銀行が指定した口座に回収することが要求できる。</p> <p>第十八条 域内報告銀行が本弁法の規定と「協定」の約定に基づき、関連情報を報告しない場合、外管局は「中華人民共和国外貨管理条例」の規定に基づき処罰する。</p> <p>第十九条 本弁法は、対外貿易経営権を有する個人と保税監督管理地域内企業には適用されない。</p> <p>第二十条 本弁法は国家外貨管理局が解釈の責任を負う</p>
--	---

第二十一条 本办法自 2010 年 10 月 1 日开
始施行。以前有关规定与本办法相抵触的，按
本办法执行。

第二十一条 本弁法は 2010 年 10 月 1 日より
実施する。従来に関連規定が本弁法に抵触す
る場合、本弁法に基づき、執行する。

【日本語仮訳：三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司 企画部調査課】

- ☞ 弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくごお願い申し上げます。当資料は信頼できると
思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告な
しに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる事務案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお
問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記して
ください。

三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司企画部調査課

北京チーム：北京市朝陽区東三環北路 5 号北京發展大厦 4 階 照会先：邢燕燕 TEL 010-6590-8888 ext.233

上海チーム：上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯証大厦 20 階 照会先：張亜秋 TEL 021-6888-1666 ext. 4250